

入会金及び会費に関する規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(入会手続)

第1条 一般社団法人日本粉体工業技術協会の会員になろうとするものは、定款第6条に規定する入会手続を経て、同第7条に規定する入会金を納付しなければならない。

(入会金)

第2条 会員になろうとするものが納入する入会金は次のとおり。

正会員の場合

(1) 法人会員 100,000 円

(法人でない団体会員を含む。)

(2) 個人会員 6,000 円

賛助会員の場合 100,000 円

2. 過去に5年間以上会員であったものが、退会後満2年以内に再度入会する場合にあっては、特別の事情のないかぎり改めて入会金は請求しない。

(会費)

第3条 一般社団法人日本粉体工業技術協会の会員は、定款第7条の規定により会費を納入しなければならない。

2. 納入する会費の年額は次のとおり。

正会員の場合

(1) 法人会員 180,000 円

(法人でない団体会員を含む。)

(2) 個人会員 18,000 円

賛助会員の場合 180,000 円

3. 会費は原則として、年度初めに納入する。
4. 期中に入会したものは、入会月から年度末までの月数に年会費の十二分の一を乗じた会費を一括して、理事会承認月の翌月末日までに納入する。
5. 納入された会費については一切返却しない。
6. 期中に退会しようとするものは、少なくとも退会の2か月前迄に所定の書面による退会届を提出し、退会月迄の月割会費を納入する。

(入会金及び会費の改定)

第4条 入会金及び会費の額を改定するときは、定款第12条の規定により総会の議決を経なければならない。

(附 則)

この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

昭和56年12月	1日	制定
昭和61年11月	20日	改訂
平成3年5月	23日	改訂
平成7年5月	24日	改訂
平成8年9月	19日	改定(理事会承認)
平成9年9月	18日	一部改定(理事会承認)
平成12年3月	23日	一部改定(理事会承認)
平成13年9月	20日	一部改定(理事会承認)
平成15年3月	19日	一部改定(理事会承認)
平成23年3月	18日	確認(理事会承認)